

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成29年5月30日（平成29年（行個）諮問第90号）

答申日：平成29年8月2日（平成29年度（行個）答申第82号）

事件名：特定月に本人が特定刑事施設収容中の特定個人宛てに送付した手紙等が交付されているのか否かに関する文書等の不開示決定（適用除外）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の第4章（開示，訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定は，妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

法12条1項の規定に基づく開示請求に対し，平成29年3月8日付け東管発第924号により東京矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し，請求した保有個人情報を全て開示することを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が開示を請求した保有個人情報は，法45条1項の適用除外規定には該当しません。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求は，以下の文書の開示を求めているものである。

- (1) 「特定年月日Aに，審査請求人が，特定刑事施設収容中の特定個人宛てに送付した手紙，雑誌記事のコピー，切手及び官製はがきについて，特定個人に交付されているのか否かに関する保有個人情報（ただし，交付されていない場合，これらの物を特定刑事施設がどのように取り扱っているのかが分かるもの（これらの物品がネコババされたり，不当に遺棄されたりしていないか否かが分かるもの））」（特定刑事施設保有）
- (2) 「特定年月日B及び特定年月日Cに，審査請求人が，特定刑事施設収容中の特定個人宛てに送付した手紙，雑誌記事のコピー，切手，官製はがき及び名刺について，特定個人に交付されているのか否かに関する保有個人情報（ただし，交付されていない場合，これらの物を特定刑事施設がどのように取り扱っているのかが分かるもの（これらの物品がネコババされたり，不当に遺棄されたりしていないか否かが分かるもの））」

(特定刑事施設保有)

- 2 法45条1項の規定において、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報、開示請求手続等の適用除外とされている。当該規定の趣旨は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、個人の前科等が明らかになるなど、逮捕留置者、被疑者、被告人、受刑者等の立場で留置場や刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、その者に不利益になるおそれがあるため、開示請求手続の適用除外とされたものである。

本件対象保有個人情報は、いずれも特定の個人が刑事施設に収容されていることを前提として作成されるものであり、これを開示することによって、特定の個人が特定の立場で刑事施設に収容されている、又は収容されていたことが明らかになるものであるため、刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報に該当するものと認められる。

- 3 したがって、処分庁が、本件対象保有個人情報について、法45条1項の規定に該当し、開示請求等の規定の適用から除外されているとして不開示とした決定は、妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年5月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年7月31日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、特定刑事施設が保有する別紙に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報について、刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報であることから、法45条1項の適用除外規定に該当するとして、これを不開示とする原処分を行い、諮問庁もこれを妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について検討する。

2 適用除外について

(1) 適用除外の趣旨

法45条1項は、刑事事件に係る裁判又は刑の執行等に係る保有個人情報について、法の第4章の規定を適用しないとしているが、その趣旨は、刑の執行等に係る保有個人情報を開示請求等の対象とした場合、前科等が明らかになるなど、受刑者等の立場で刑事施設に収容されている者又は収容されたことのある者の社会復帰上又は更生保護上問題となり、

その者に不利益になるおそれがあるため、本人の社会復帰上の不利益となることを防止することを目的として、開示請求手続の適用除外とされたものであると解される。

(2) 本件対象保有個人情報に対する法の第4章の規定の適用の可否について

諮問庁は、本件対象保有個人情報は、いずれも特定の個人が刑事施設に収容されている、又は収容されたことがあることを前提として作成されるものであり、刑事事件に係る裁判又は刑の執行に係る保有個人情報に該当することから、法45条1項により法の第4章の規定の適用が除外されている旨説明するので、以下、本件対象保有個人情報の同項該当性について検討する。

本件対象保有個人情報は、特定個人（A及びB。以下同じ。）が刑事施設に収容されていることを前提として作成される刑の執行に係る情報であり、特定個人宛てに別紙に掲げる文書1及び文書2掲記の手紙等を送付した審査請求人（開示請求者）を本人とする保有個人情報であるが、その送付先とされた特定刑事施設に収容されて刑の執行を受けている特定個人の保有個人情報でもあるという二面性を有していると認められるから、法45条1項所定の刑の執行に係る保有個人情報に該当するといえる。

法45条1項は、同項所定の保有個人情報について開示請求権などを定めた法の第4章の規定の適用を除外するものであるところ、同項所定の保有個人情報であれば、法の第4章所定の開示請求等を行う者が何人であっても法の第4章の規定の適用が除外されるものである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、法45条1項の「刑事事件に係る裁判若しくは刑の執行に係る保有個人情報」に該当し、法の第4章（開示、訂正及び利用停止）の規定は適用されないとして不開示とした決定については、本件対象保有個人情報は同項に規定する保有個人情報に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙

文書 1 「特定年月日 A に、審査請求人が、特定刑事施設収容中の特定個人 A 宛てに送付した手紙、雑誌記事のコピー、切手及び官製はがきについて、特定個人 A に交付されているのか否かに関する保有個人情報（ただし、交付されていない場合、これらの物を特定刑事施設がどのように取り扱っているのかが分かるもの（これらの物品がネコババされたり、不当に遺棄されたりしていないか否かが分かるもの））」（特定刑事施設保有）

文書 2 「特定年月日 B 及び特定年月日 C に、審査請求人が、特定刑事施設収容中の特定個人 B 宛てに送付した手紙、雑誌記事のコピー、切手、官製はがき及び名刺について、特定個人 B に交付されているのか否かに関する保有個人情報（ただし、交付されていない場合、これらの物を特定刑事施設がどのように取り扱っているのかが分かるもの（これらの物品がネコババされたり、不当に遺棄されたりしていないか否かが分かるもの））」（特定刑事施設保有）